改正後

別表（第一条関係）

所在地	官署
［略］	［略］
新潟県 上越市稲田一の一の七	［略］
［略］	北陸農政局関川用水農業水利事業所
［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

別表（第一条関係）

所在地	官署
［同上］	［同上］
新潟県 上越市稲田一の一の七	［同上］ 北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所関川用水農業水利事業建設所
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告示

○文部科学省告示第七十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、平成三十年五月十日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
門間箪笥店主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一〇二平方メートル	平成十四年文部科学省告示第三十五号	宮城県仙台市若林区南鍛冶町一四三
北岡酒造土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百七十六号	三重県名張市新町一五六
大岡家納屋（多田善昭建築設計事務所）	木造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	平成十四年文部科学省告示第三十五号	香川県丸亀市川西町北七条二〇四九―一
四国工芸社北蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積六一平方メートル	平成十六年文部科学省告示第四十四号	香川県観音寺市豊浜町和田甲三四〇
宮ノ瀬窯水車小屋	石造及び木造平屋建、瓦葺、建築面積八八平方メートル	平成十五年文部科学省告示第百七十二号	愛媛県伊予郡砥部町川登七一〇
鹿児島銀行本店別館	鉄筋コンクリート造二階一部三階建、建築面積五〇三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百二十九号	鹿児島県鹿児島市金生町六―六

○文部科学省告示第七十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成三十年五月十日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	所在地
男山本店客座敷	木造平屋建、瓦葺、建築面積九四平方メートル	宮城県気仙沼市入沢一七四他
海老喜旧店舗	木造二階建、スレート葺、建築面積八〇平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜表蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七一平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜主屋	木造平屋建、スレート葺、建築面積一四二平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜味噌醤油仕込蔵	土蔵造平屋建、金属板葺、建築面積八二平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜作業場	木造平屋建、金属板葺、建築面積一四六平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜文庫蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三九平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜旧酒蔵（蔵の資料館）	土蔵造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一五三平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
海老喜旧醤油仕込蔵（海老喜ホール）	土蔵造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積一一〇平方メートル	宮城県登米市登米町寺池三日町二二
旧福島県立相馬中学校講堂	木造平屋建、スレート葺、建築面積五三〇平方メートル	福島県相馬市中村字大手先五七―一